

令和 4 年 3 月 10 日
航空局安全部安全企画課
航空保安対策室

航空保安に関する航空法等一部改正の施行について

～ 旅客等に対する保安検査の受検の義務付けを開始・ ハイジャックやテロ等の防止のための基本方針を策定～

昨年6月11日に公布された「航空法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、本日より航空機搭乗前の保安検査の受検等が航空法に基づき義務付けられるとともに、危害行為防止基本方針を策定・公表しました。

第204回国会において成立し、令和3年6月11日に公布された航空法等の一部を改正する法律（令和3年法律第65号）について、航空保安関係の内容が本日3月10日に施行されました。

これにより、航空機に搭乗する旅客等に対する保安検査及び預入手荷物検査の受検義務付けが本日より開始されます。違反した場合には罰則の対象となる場合があります。保安検査を受ける際には、保安検査員や関係職員の指示に従ってください。

国土交通省として、引き続き、旅客の皆さまがスムーズに保安検査を受け、安全・安心かつ快適な空の旅をお楽しみいただけるよう、別添のポスターに加えて、以下の通り各種媒体を使用して周知を行っております。

○航空機搭乗前の保安検査を受けるにあたっての注意事項について

URL https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000007.html

また、今般の法改正において、国土交通大臣はテロやハイジャック防止にあたっての基本的な方針である「危害行為防止基本方針」を定めることとされており、本日付にて別添のとおり策定・公表を行いました。今後、これに基づき、政府が主導し関係者とも連携して航空保安対策の確実な実施や航空保安を取り巻く諸課題の解決に向けた取組を推進して参ります。

【添付資料】

航空法改正ポスター、危害行為防止基本方針（概要）、危害行為防止基本方針（本文）

問い合わせ先 国土交通省航空局航空保安対策室 湊、勝間
連絡先（直通）03-5253-8727（代表）03-5253-8111（代表）